

三田市総合福祉保健センター条例新旧対照表

現行	改正案								
第1条～第2条 省略 (施設及び業務) 第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。 (1)～(3) 省略 <u>(4) 障害者生活支援センター</u> <u>(5) 身体障害者デイサービスセンター</u> <u>(6) 障害者就業支援センター</u> <u>(7) 権利擁護・成年後見支援センター</u> <u>(8) 多目的ホール、会議室、研修室その他の施設</u>	第1条～第2条 省略 (施設及び業務) 第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。 (1)～(3) 省略 <u>(4) 身体障害者デイサービスセンター</u> <u>(5) 障害者基幹相談支援センター</u> <u>(6) 障害者生活支援センター</u> <u>(7) 障害者就業支援センター</u> <u>(8) 精神障害者支援センター</u> <u>(9) 権利擁護・成年後見支援センター</u> <u>(10) 多目的ホール、会議室、研修室その他の施設</u>								
2 省略 (使用時間) 第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、 <u>障害者生活支援センター</u> 、 <u>身体障害者デイサービスセンター</u> 、 <u>障害者就業支援センター</u> 及び権利擁護・成年後見支援センターにあっては、午前9時から午後5時30分までとする。	2 省略 (使用時間) 第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、 <u>身体障害者デイサービスセンター</u> 、 <u>障害者基幹相談支援センター</u> 、 <u>障害者生活支援センター</u> 、 <u>障害者就業支援センター</u> 、 <u>精神障害者支援センター</u> 及び権利擁護・成年後見支援センターにあっては、午前9時から午後5時30分までとする。								
2 省略 (休所日) 第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。	2 省略 (休所日) 第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、 障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、 障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健センター、地域包括支援センター、<u>障害者基幹相談支援センター</u>、<u>障害者生活支援センター</u>、<u>障害者就業支援センター</u>、<u>精神障害者支援センター</u>及び権利擁護・成年後見支援</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	保健センター、地域包括支援センター、 <u>障害者基幹相談支援センター</u> 、 <u>障害者生活支援センター</u> 、 <u>障害者就業支援センター</u> 、 <u>精神障害者支援センター</u> 及び権利擁護・成年後見支援	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
施設	休所日								
保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、 障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
施設	休所日								
保健センター、地域包括支援センター、 <u>障害者基幹相談支援センター</u> 、 <u>障害者生活支援センター</u> 、 <u>障害者就業支援センター</u> 、 <u>精神障害者支援センター</u> 及び権利擁護・成年後見支援	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								

	省略		センター	省略
2 省略	以下省略		2 省略	以下省略